

令和3年9月定例月議会議案一覧

議案番号	件名
報告 8	健全化判断比率の報告について
報告 9	放棄した債権の報告について
議案 5 3	教育委員会の委員の任命について
議案 5 4	工事請負契約の変更について（国庫補助事業（仮称）多世代交流館整備工事）
議案 5 5	財産の買入れについて（救助資機材搭載型積載車）
議案 5 6	豊明市営墓地及び都市公園の指定管理者の指定について
議案 5 7	豊明市駐輪場再整備に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案 5 8	豊明市児童発達支援センター条例の制定について
議案 5 9	豊明市共生交流プラザ条例の制定について
議案 6 0	豊明市個人情報保護条例の一部改正について
議案 6 1	豊明市子育て支援センター条例の一部改正について
議案 6 2	豊明市都市公園条例の一部改正について
議案 6 3	令和3年度豊明市一般会計補正予算（第6号）について
議案 6 4	令和3年度豊明市墓園事業特別会計補正予算（第1号）について
議案 6 5	令和3年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

報告第 8 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度における豊明市の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり報告する。

令和 3 年 8 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

健全化判断比率

1 実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	12.83%	20.00%

令和2年度における豊明市の実質赤字比率	※	—
※ 6.13%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

2 連結実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	17.83%	30.00%

令和2年度における豊明市の連結実質赤字比率	※	—
※ 9.95%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

3 実質公債費比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	25.0%	35.0%

令和2年度における豊明市の実質公債費比率	—	-0.3%
3カ年平均(平成30、令和元、2年度)の実質公債費比率は、-0.3%です。		

4 将来負担比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	350.0%	—

令和2年度における豊明市の将来負担比率	※	—
※ 44.3%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

5 公営企業における資金不足比率

指標名	経営健全化基準	財政再生基準
資金不足比率	20.0%	—

令和2年度における豊明市の資金不足比率	※	—
※ 農村集落家庭排水施設特別会計は、87,669千円の剰余額、水上太陽光発電事業特別会計は、12,518千円の剰余額、下水道事業会計は、82,091千円の剰余額であり、資金不足は生じておりません。		

豊 監 第 49 号
令和 3 年 8 月 5 日

豊明市長 小 浮 正 典 様

豊明市監査委員 古 橋 洋 一

豊明市監査委員 宮 本 英 彦



令和 2 年度豊明市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおりその意見を提出する。



令和2年度豊明市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和2年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年8月2日から令和3年8月5日まで

第3 審査の主な着眼点及び方法

審査に当たっては、豊明市監査基準に準拠し令和3年度の豊明市監査計画に則って、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないかについて、歳入歳出決算関係書類、算定根拠資料等との照合及び関係職員からの説明の聴取等により審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

健全化判断比率	令和2年度		財政再生基準
	比 率	早期健全化基準	
① 実質赤字比率	—	12.83	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.83	30.00
③ 実質公債費比率	△0.3	25.0	35.00
④ 将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率が生じていない場合、「—」で表示する。

※ 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

一般会計等（本市の場合は一般会計に土地取得特別会計及び墓園事業特別会計を加えた会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する指標である。

令和2年度決算における一般会計等の実質収支は876,939千円の黒字となっており、実質赤字比率は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率について

全会計を対象とした実質赤字額と資金不足額の合計額（連結実質赤字額）の標準財政規模に対する指標である。

令和2年度決算における連結実質収支は1,422,699千円の黒字となっており、連結実質赤字比率は生じていない。

(3) 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する指標で、3か年の平均である。

令和2年度実質公債費比率（平成30年度から令和2年度の3か年平均）は $\Delta 0.3\%$ となり、早期健全化基準の 25.0% と比較すると、これを下回っている。

(4) 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する指標である。

令和2年度決算においては、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率は生じていない。

3 是正改善を要する事項

健全化判断比率の全てにおいて、早期健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

令和2年度豊明市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和2年度決算に基づく下水道事業会計、農村集落家庭排水施設特別会計及び水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年8月2日から令和3年8月5日まで

第3 審査の主な着眼点及び方法

審査に当たっては、豊明市監査基準に準拠し令和3年度の豊明市監査計画に則って、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないかについて、歳入歳出決算関係書類、算定根拠資料等との照合及び関係職員からの説明の聴取等により審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

会計名	令和2年度 資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0
農村集落家庭排水施設特別会計	—	
水上太陽光発電事業特別会計	—	

※ 資金不足比率が生じていない場合、「—」で表示する。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

下水道事業会計、農村集落家庭排水施設特別会計及び水上太陽光発電事業特別会計における事業規模に対する資金不足額の指標である。

各会計とも令和2年度決算において資金不足比率は生じていない。

3 是正改善を要する事項

下水道事業会計、農村集落家庭排水施設特別会計及び水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率は、経営健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

報告第9号

放棄した債権の報告について

豊明市債権管理条例第13条第1項の規定に基づき、市の債権を別紙のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和3年8月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

私債権等放棄調書

所管課 学校教育課

債権の名称	学校給食費
債権の金額及び件数	22,690円（1件）
債権を放棄した理由	破産による免責 （豊明市債権管理条例第13条第1項第6号該当）

議案第53号

教育委員会の委員の任命について

下記の者は、令和3年9月30日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

令和3年8月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 長 山 加 代 子
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 5 4 号

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

令和 3 年 8 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 国庫補助事業 (仮称) 多世代交流館整備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 豊明市二村台 1 丁目地内 |
| 3 工 事 の 概 要 | 旧唐竹小学校の閉校に伴う跡地利用のための全面的な改修及び駐車場等の整備 |
| 4 請負契約金額 | 変更前 9 2 0 , 7 0 0 , 0 0 0 円
変更後 9 3 8 , 2 1 2 , 0 0 0 円 |
| 5 請 負 契 約 者 | 名古屋市中区栄 3 丁目 3 2 番 2 0 号
小原建設株式会社 名古屋支店
支店長 久野 文也 |

説 明

この案を提出するのは、旧唐竹小学校の閉校に伴う跡地利用のための国庫補助事業 (仮称) 多世代交流館整備工事の設計変更に伴い、工事請負契約を変更するため必要があるからである。

議案第 5 5 号

財産の買入れについて
下記のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 3 年 8 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 救助資機材搭載型積載車 |
| 2 | 納 入 場 所 | 豊明市消防団 |
| 3 | 数 量 | 2 台 |
| 4 | 買 入 金 額 | 2 7, 5 0 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 買 入 先 | 名古屋市中区金山二丁目 1 番 5 号
平和機械株式会社
代表取締役 小野 寛利 |
| 6 | 契約の方法 | 6 社の指名競争入札 |

説 明

この案を提出するのは、救助資機材搭載型積載車を買い入れるため必要があるからである。

議案第 56 号

豊明市営墓地及び都市公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
別紙のとおり
- 2 指定管理者となる団体
豊明墓地・都市公園パートナーズ
代表団体 東京都豊島区长崎 5 丁目 1 番 34 号
西武造園株式会社
取締役社長 大嶋 聡
構成団体 愛知県豊橋市神野新田町字水神下 64
株式会社豊橋園芸ガーデン
代表取締役 榊原 亘
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

説 明

この案を提出するのは、豊明市営墓地及び都市公園を管理する指定管理者を指定するため必要があるからである。

別紙

公の施設の名称

豊明市勅使墓園、井ノ花公園、中ノ坪公園、荒井公園、新田公園、大久伝公園、吉池公園、丸ノ内公園、皿池公園、森裏公園、善波公園、池浦公園、八ッ屋公園、郷中公園、山ノ神公園、小松公園、はざま公園、石塚公園、高鴨公園、狐穴公園、えびす公園、西川公園、長田公園、横井公園、笹原公園、唐竹公園、中央公園、落合公園、三崎水辺公園、沓掛城址公園、荒巻水辺公園、徳田公園、下高根公園、藪田公園、ゆたか台公園、中島公園、三ッ谷公園、大蔵池公園、大原公園、勅使台東公園、勅使台中公園、勅使台西公園、西池公園、中ノ割公園、桜ヶ丘公園、坂畑公園、新左山公園、みなみやま公園、榎山公園、勅使水辺公園、平地公園、仙人塚公園、五軒屋公園、大蔵下公園、館中公園、館東公園、鶴根公園、仙人塚西公園、間米公園、椎池公園、唐竹広場、南館緑地、勅使台緑地、榎山緑地、大脇内山緑地

議案第 57 号

豊明市駐輪場再整備に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
豊明市駐輪場再整備に伴う関係条例の整備に関する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市駐輪場の再整備に伴い、関係例規を整備するため必要があるからである。

豊明市駐輪場再整備に伴う関係条例の整備に関する条例

(豊明市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正)

第1条 豊明市自転車等の放置の防止に関する条例（平成元年豊明市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(費用の徴収)

第17条 市長は、第13条第2項及び第14条第2項の規定により撤去し、保管した自転車等を返還するときは、それに要した費用として当該自転車等の利用者等から次に掲げる額を徴収することができる。

(1) 自転車1台につき 1,000円

(2) 原動機付自転車1台につき 2,000円

2 市長は、盗難その他やむを得ない事由があると認めるときは、前項の費用を免除することができる。

(豊明市有料駐車場条例の一部改正)

第2条 豊明市有料駐車場条例（平成元年豊明市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
前後駅南月ぎめ駐車場	豊明市阿野町大代56番地
豊明駅南月ぎめ駐車場	豊明市阿野町三本木20番地1

別表第2（第3条関係）

区分	利用時間	入出庫取扱時間
前後駅南月ぎめ駐車場	終日	終日
豊明駅南月ぎめ駐車場		

別表第3（第9条関係）

駐車場名	区分	料金（1台につき）
前後駅南月ぎめ駐車場	1月	8,360円
豊明駅南月ぎめ駐車場	1月	6,270円

別表第4を削る。

（豊明市有料自転車駐車場条例の廃止）

第3条 豊明市有料自転車駐車場条例（平成元年豊明市条例第23号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第2条中第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする改正規定及び別表第4を削る
改正規定 令和3年10月1日

（2） 第1条及び第3条の規定 令和4年10月1日

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に第2条による改正前の豊明市有料駐車場条例第12条第1項の規定により発行された回数駐車券は、施行の日から6月を経過するまでの間は、なお従前の例による

議案第 5 8 号

豊明市児童発達支援センター条例の制定について
豊明市児童発達支援センター条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第 2 4 4 条の 2 の規定に基づき、豊明市児童発達支援センターの設置及び管理について定めるため必要があるからである。

豊明市児童発達支援センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、豊明市児童発達支援センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 心身の発達に支援が必要な児童の福祉の向上を図るため、センターを次のとおり設置する。

- (1) 名称 豊明市児童発達支援センター
- (2) 位置 豊明市二村台1丁目27番地

(事業)

第3条 センターは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。
- (2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関すること。
- (3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に関すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援に関すること。
- (5) 障害者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援に関すること。
- (6) その他児童の発達支援及び相談支援で市長が必要と認めること。

2 前項の事業の実施は、社会福祉法人等に委託することができる。

(利用対象者)

第4条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1項第1号に係るもの 法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定を受けた保護者の児童のうち、小学校就学の始期に

達するまでの者

- (2) 前条第1項第2号に係るもの 法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定を受けた保護者の児童
- (3) 前条第1項第3号に係るもの 法第24条の26第1項の規定する障害児相談支援対象保護者
- (4) 前条第1項第4号に係るもの 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等である児童の保護者
- (5) 前条第1項第5号及び第6号に係るもの 市内に住所を有する発達に支援が必要な児童及びその保護者

(利用手続)

第5条 第3条第1項第1号から第4号までに規定する支援を受けるため、センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、センターの管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、定員に達したときその他特別な事由があると認めるときは、利用を許可しないこと又は利用の許可を取り消すことができる。

(利用の停止等)

第6条 市長は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止又は制限することができる。

- (1) 感染症又は悪性の疾患を有するとき。
- (2) 療育支援体制に支障が生じるとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第7条 センターを利用する児童の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を市長に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除する

ことができる。

(損害賠償)

第9条 センターの利用者は、故意又は過失により建物、付属設備及び物品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(豊明市立心身障害児小規模通園施設条例の廃止)

第2条 豊明市立心身障害児小規模通園施設条例（昭和51年豊明市条例第10号）は、廃止する。

議案第 59 号

豊明市共生交流プラザ条例の制定について
豊明市共生交流プラザ条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、豊明市共生交流プラザの設置及び管理について定めるため必要があるからである。

豊明市共生交流プラザ条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、豊明市共生交流プラザ（以下「プラザ」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民や地域の多様な主体が交流し、相互が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域とともに創っていく地域共生社会の実現を目指してプラザを設置するものとし、名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 豊明市共生交流プラザ
- (2) 位置 豊明市二村台1丁目27番地

(施設)

第3条 プラザに次に掲げる施設を置く。

- (1) 多世代活動室（別表第1に規定する施設）
- (2) プラザの共用部分又は設備

2 前項に定める施設のほか、プラザに次に掲げる施設を併設する。

- (1) 豊明市子育て支援センター（豊明市子育て支援センター条例（平成16年豊明市条例第2号）に定める施設）
- (2) 豊明市児童発達支援センター（豊明市児童発達支援センター条例（令和3年豊明市条例第〇号）に定める施設）

(管理)

第4条 プラザに館長その他必要な職員を置く。

(利用の許可)

第5条 プラザを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、プラザの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利

用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設等を汚損、棄損又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第7条 利用者はプラザの利用に際し、この条例又はプラザの施設に係る条例及びこれに基づく規則の規定に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可の取消し又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 災害その他公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。
- (3) その他管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による利用の許可の取消し又は中止によって利用者が受ける損害については、市はその責を負わない。

(使用料)

第9条 第3条第1項第1号に係る施設の利用者及び同項第2号に係る施設を占有して利用しようとする者は、別表第2に定める使用料を別に指定する日までに納付しなければならない。

2 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、災害その他特別な理由により利用したときは、使用料を減免することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、プラザの施設の利用を終えたとき、又は利用の許可を取り消されたとき、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回

復しなければならない。

- 2 前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、プラザの管理を地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 指定管理者が管理を行う期間は、指定を受けた日から5年以内の期間とする。

- 3 指定管理者の指定の手續等については、豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成24年豊明市条例第30号)によるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) プラザの施設及び設備の維持、管理に関する業務
- (2) 第3条第1項に係る施設の運営に関する業務
- (3) 第3条第1項に係る施設の利用の許可に関する業務
- (4) 第3条第1項に係る施設の利用に係る料金(以下「利用料」という。)に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

(利用料)

第14条 施設の管理を指定管理者が行う場合における利用料は、別表第2に定める金額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

- 2 前項の場合において、利用者は、第9条の規定にかかわらず、前項において指定管理者が定める利用料を納付しなければならない。

- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料の減免又は一部若しくは全部の還付を行うことができる。

- 4 第1項の利用料は、指定管理者の収入とする。

(準用)

第15条 第5条、第6条及び第8条の規定は、施設の管理を指定管理者が行

う場合について準用する。この場合において、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例に規定する施設の利用の許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(豊明市民交流センターの設置等に関する条例の廃止)

第3条 豊明市民交流センターの設置等に関する条例（平成30年豊明市条例第40号）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

活動室
研修室
調理室
パフォーマンススタジオ
サウンドスタジオ
多目的室
体育館

別表第2（第9条関係）

（単位：円）

区分	1時間（時間単価）	全日（1日最大）
活動室	300	3,000
研修室	450	4,500
調理室	600	6,000
パフォーマンススタジオ	450	4,500
サウンドスタジオ	400	4,000
多目的室	450	4,500
体育館（全面）	1,000	10,000
体育館（半面）	500	5,000

備考

- 1 商業、宣伝、営業等が目的の催物で施設を利用するときは、この表に定める使用料の3倍の額とする。
- 2 受講料、参加料若しくはこれに類するものを徴収し、1人あたりの徴収額が1,000円以上のときは、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 3 市外の者が利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 4 共用部分を占有する場合は、各部分1時間につき1,000円とする。
- 5 駐車場の使用料は、施設の利用を目的とする自動車等の駐車以外に使用する場合に、1時間につき200円を上限に徴収する。

議案第60号

豊明市個人情報保護条例の一部改正について

豊明市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和3年8月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市個人情報保護条例の一部を改正する条例

豊明市個人情報保護条例（平成16年豊明市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第35条第2号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 1 号

豊明市子育て支援センター条例の一部改正について
豊明市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を別添のように定める
ものとする。

令和 3 年 8 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市子育て支援センターの設置及び事業の変更に
伴い必要があるからである。

豊明市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

豊明市子育て支援センター条例（平成16年豊明市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「栄町内山67番地5」を「二村台1丁目27番地」に改める。

第3条を次のように改める。

（事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 子育ての相談、援助に関すること。
- （2） 子育ての情報提供に関すること。
- （3） 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進に関すること。
- （4） 地域の子育てサークル等の育成及び支援に関すること。
- （5） その他子育て支援に関すること。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 6 2 号

豊明市都市公園条例の一部改正について
豊明市都市公園条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、都市公園の施設のうち、落合公園及び西川公園のテニスコートを有料公園施設とするため必要があるからである。

豊明市都市公園条例の一部を改正する条例

豊明市都市公園条例（平成24年豊明市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 この条例において「有料公園施設」とは、市の管理する公園施設のうち有料で利用させるものをいう。

第26条第1号中「第20条」を「第21条」に改め、同条第2号中「第7条」を「第8条」に、「第20条」を「第21条」に改め、同条第3号中「第18条」を「第19条」に、「第20条」を「第21条」に改め、同条を第27条とする。

第25条を第26条とし、第24条を第25条とする。

第23条中「第8条」を「第9条」に、「第18条」を「第19条」に改め、同条を第24条とする。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条中「第18条」を「第19条」に改め、同条を第21条とし、第14条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第13条中「者」の次に「及び有料公園施設の利用者」を、「別表」の次に「第2」を加え、同条を第14条とし、第7条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条中「前条」を「第5条」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（有料公園施設）

第6条 有料公園施設は、別表第1に掲げるとおりとする。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第6条関係）

公園名称	公園施設名
落合公園	テニスコート
西川公園	テニスコート

別表第2（第14条関係）

区分	単位	使用料
公園管理者以外の者が公園施設を設ける場合	1年につき	適正な土地評価額の100分の5
公園管理者以外の者が公園施設を管理する場合	1年につき	適正な建物評価額の100分の8及び土地使用料
都市公園を占有する場合	道路法（昭和27年法律180号）第32条第1項第1号及び第2号に掲げる工作物又は物件を設ける場合	豊明市道路占用料条例（昭和61年豊明市条例第1号）第2条に規定する道路占用料に定める額
都市公園において第5条第1項各号に掲げる行為をする場合	1㎡当たり1日につき	適正な土地評価額の100分の5の365分の1
落合公園 テニスコート	2時間につき	440円
西川公園 テニスコート	2時間につき	440円

備考

- 1 使用料を算定する場合に1平方メートル未満であるとき、又は1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 適正な土地評価額は、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する固定資産評価額の決定方法に準じ、又は適正な建物評価額は建物再調達建築価格により市長が定める。
- 3 有料公園施設は全面利用とする。
- 4 有料公園施設を市外の者が利用する場合の使用料は、2倍の額とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 6 3 号

令和 3 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 6 号）

議案第 6 3 号

令和 3 年度豊明市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度豊明市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 2 4, 8 4 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 1 0 7, 3 9 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 8 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4,009,644	161,060	4,170,704
	1 国庫負担金	2,674,020	152,520	2,826,540
	2 国庫補助金	1,069,700	7,740	1,077,440
	4 国庫交付金	253,935	800	254,735
15 県支出金		1,692,999	800	1,693,799
	2 県補助金	589,157	800	589,957
17 寄附金		200,010	1,500	201,510
	1 寄附金	200,010	1,500	201,510
18 繰入金		831,509	99,186	930,695
	1 基金繰入金	812,956	99,186	912,142
21 市債		2,037,200	62,300	2,099,500
	1 市債	2,037,200	62,300	2,099,500
歳入合計		22,782,548	324,846	23,107,394

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,892,644	110,559	4,003,203
	1 総務管理費	3,326,597	100,368	3,426,965
	2 徴税費	321,468	5,500	326,968
	3 戸籍住民基本台帳費	147,618	4,691	152,309
3 民生費		10,294,925	14,884	10,309,809
	2 児童福祉費	4,960,462	12,384	4,972,846
	3 生活保護費	658,524	2,500	661,024
4 衛生費		1,945,223	151,605	2,096,828
	1 保健衛生費	1,109,082	151,605	1,260,687
9 消防費		852,099	5,534	857,633
	1 消防費	852,099	5,534	857,633
10 教育費		2,120,653	42,264	2,162,917
	1 教育総務費	526,152	825	526,977
	2 小学校費	361,470	18,684	380,154
	3 中学校費	179,875	11,727	191,602
	4 社会教育費	384,787	4,505	389,292
	5 保健体育費	668,369	6,523	674,892

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出	合計	22,782,548	324,846	23,107,394

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設管理事業	千円 81,349

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
駐輪場再整備事業	令和4年度	千円 88,000
都市公園に係る指定管理者の指定	令和4年度から 令和8年度まで	578,100
放課後子ども教室運営業務委託事業	令和4年度から 令和6年度まで	161,001

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 1,320,000	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができ
起債の目的	補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 1,382,300	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができ

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,485,940	1,875	2,487,815
2. 衛生費国庫負担金	188,080	150,645	338,725
計	2,674,020	152,520	2,826,540

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	44,358	4,691	49,049
2. 民生費国庫補助金	170,164	2,089	172,253
3. 衛生費国庫補助金	275,519	960	276,479
計	1,069,700	7,740	1,077,440

14 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫交付金	208,337	800	209,137
計	253,935	800	254,735

単位：千円

節		説明
区分	金額	
4. 生活保護費負担金	1,875	生活保護費負担金 1,875 増
1. 衛生費負担金	150,645	新型コロナウイルス対策事業費等負担金 150,645 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 戸籍住民基本台帳費 補助金	4,691	個人番号カード交付事務費補助金 4,691 増
2. 児童福祉費補助金	2,089	母子自立支援事業費補助金 2,089 増
1. 衛生費補助金	960	新型コロナウイルス対策事業費等補助金 960 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 児童福祉費交付金	800	子ども・子育て支援交付金 800 増

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	520,861	800	521,661
計	589,157	800	589,957

17 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	200,010	1,500	201,510
計	200,010	1,500	201,510

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	717,956	99,186	817,142
計	812,956	99,186	912,142

単位：千円

節		説明
区分	金額	
5. 児童福祉費補助金	800	地域子ども・子育て支援事業費補助金 800 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	1,500	防災・防犯対策費寄附金 1,000 災害対策費寄附金 500

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	99,186	財政調整基金繰入金 99,186 増

21 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
5. 臨時財政対策債	1,320,000	62,300	1,382,300
計	2,037,200	62,300	2,099,500

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 臨時財政対策債	62,300	臨時財政対策債 62,300 増

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	1, 551, 512	85, 552	1, 637, 064	11. 役務費	3, 184
				手数料	3, 184
				12. 委託料	2, 299
				14. 工事請負費	80, 069
8. 企画費	102, 116	2, 168	104, 284	10. 需用費	238
				消耗品費	238
				17. 備品購入費	1, 930
13. 防犯対策費	11, 677	12, 648	24, 325	14. 工事請負費	12, 648
計	3, 326, 597	100, 368	3, 426, 965		

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 徴収費	60, 120	5, 500	65, 620	22. 償還金、利子及 び割引料	5, 500
計	321, 468	5, 500	326, 968		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
4 公共施設管理事業	85,552				85,552	手数料 3,184 増 事業損失防止事後調査業 2,299 務委託料 小中学校特別教室等エア 67,684 コン設置工事費 栄中学校擁壁改修工事費 12,385
計	85,552				85,552	
2 地域創生事務事業	2,168				2,168	消耗品費 238 増 多世代交流施設備品購入 1,930 費
計	2,168				2,168	
1 防犯対策事業	12,648			1,000	11,648	駅周辺防犯カメラ設置工 12,648 事費
計	12,648			1,000	11,648	
	100,368			1,000	99,368	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 徴収計算事業	5,500				5,500	過誤納還付金 5,500 増
計	5,500				5,500	
	5,500				5,500	

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 戸籍住民基本 台帳費	147,618	4,691	152,309	1. 報酬	1,555
				3. 職員手当等	199
				8. 旅費	38
				11. 役務費 通信運搬費	25 25
				12. 委託料	1,737
				17. 備品購入費	1,137
計	147,618	4,691	152,309		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	2,289,450	9,984	2,299,434	10. 需用費 消耗品費	816 816
				17. 備品購入費	6,382
				19. 扶助費	2,786
2. 保育園費	2,671,012	2,400	2,673,412	18. 負担金、補助及 び交付金	2,400
計	4,960,462	12,384	4,972,846		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 戸籍住民基本台帳事務事業	4,691	4,691				住民基本台帳事務 1,555 増 会計年度任用職員期末手当 199 増 会計年度任用職員費用弁償 38 増 通信運搬費 25 増 個人番号カード出張申請 1,737 業務委託料 図書及び器具購入費 1,137 増
計	4,691	4,691				
	4,691	4,691				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	9,984	2,089			7,895	消耗品費 816 増 児童発達支援センター等 6,382 備品購入費 母子自立支援給付金 2,786 増
計	9,984	2,089			7,895	
2 保育事業	2,400	1,600			800	施設等利用費 2,400 増
計	2,400	1,600			800	
	12,384	3,689			8,695	

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 扶助費	586,450	2,500	588,950	19. 扶助費	2,500
計	658,524	2,500	661,024		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 健康推進費	655,802	151,605	807,407	10. 需用費	960
				消耗品費	960
				12. 委託料	150,645
計	1,109,082	151,605	1,260,687		

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 消防施設費	45,741	3,291	49,032	18. 負担金、補助及 び交付金	3,291
4. 災害対策費	35,682	2,243	37,925	10. 需用費	1,335
				消耗品費	1,335
				17. 備品購入費	908

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 扶助事業	2,500	1,875			625	保護施設事務費 2,500 増
計	2,500	1,875			625	
	2,500	1,875			625	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 新型コロナウイルス 予防接種事業	151,605	151,605				消耗品費 960 増 予防接種委託料 150,645 増
計	151,605	151,605				
	151,605	151,605				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 消防施設維持管理事業	3,291				3,291	消火栓設置負担金 3,291 増
計	3,291				3,291	
1 災害対策事業	1,335				1,335	消耗品費 1,335 増
2 災害対策事務事業	908			500	408	災害時用資機材購入費 908

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	852,099	5,534	857,633		

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 教育振興費	402,136	825	402,961	14. 工事請負費	825
計	526,152	825	526,977		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	295,715	18,684	314,399	11. 役務費	322
				通信運搬費	322
				14. 工事請負費	2,838
				17. 備品購入費	15,524
計	361,470	18,684	380,154		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	2,243			500	1,743	
	5,534			500	5,034	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 教育相談事業	825				825	教育支援センター営繕工事費 825
計	825				825	
	825				825	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 小学校施設維持管理事業	2,838				2,838	各小学校営繕工事費 2,838 増
3 小学校管理事務事業	15,846				15,846	通信運搬費 322 増 管理用備品購入費 15,524 増
計	18,684				18,684	
	18,684				18,684	

10 款 教育費
3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	130,437	11,727	142,164	11. 役務費	120
				通信運搬費	120
				14. 工事請負費	924
				17. 備品購入費	10,683
計	179,875	11,727	191,602		

10 款 教育費
4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5. 市史編さん費	6,415	4,505	10,920	17. 備品購入費	4,505
計	384,787	4,505	389,292		

10 款 教育費
5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 学校給食費	552,648	6,523	559,171	17. 備品購入費	6,523
計					

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 中学校施設維持管理事業	924				924	各中学校営繕工事費 924 増
3 中学校管理事務事業	10,803				10,803	通信運搬費 120 増 管理用備品購入費 10,683 増
計	11,727				11,727	
	11,727				11,727	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 市史編さん事業	4,505				4,505	歴史民俗資料室備品購入費 4,505
計	4,505				4,505	
	4,505				4,505	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
4 給食センター施設整備事業	6,523				6,523	給食センター備品購入費 6,523
計	6,523				6,523	

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	668,369	6,523	674,892		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	6,523				6,523	

議案第 6 4 号

令和 3 年度

豊明市墓園事業特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 6 4 号

令和 3 年度豊明市墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度豊明市の墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 3 年 8 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
勅使墓園に係る指定管理者の指定	令和4年度から 令和8年度まで	千円 27,800

議案第 6 5 号

令和 3 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 6 5 号

令和 3 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 3 年 8 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高齢者見守り業務委託事業	令和4年度から 令和8年度まで	千円 22,176